

西宮市立西宮支援学校介助員の報酬等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）に任用され、西宮市立西宮支援学校で介助業務に従事する職員（以下「介助員」という。）の報酬、勤務時間その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(介助員の定義)

第2条 この要綱で介助員とは、西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項第1号に定めるパートタイムA職員（以下「A職員」という。）及び第2号に定めるパートタイムB職員（以下「B職員」という。）の職員であつて、委員会に任用された介助業務に従事する職員をいう。

(勤務を要する日)

第3条 勤務を要する日は、別表第1のとおりとする。

(勤務時間)

第4条 1日の勤務時間は、次のとおりとする。

(1) 早出勤務

- ア 始業時刻 7時30分
- イ 終業時刻 15時45分
- ウ 休憩時間 45分

(2) 通常勤務

- ア 始業時刻 8時15分
- イ 終業時刻 16時30分
- ウ 休憩時間 45分

2 学校長は、職務の必要性がある場合、第1項の始業・終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(初任報酬)

第5条 新たに任用されたA職員（第6条に規定する再度の任用をされた者を除く。）の基本報酬は月額とし、その額は208,100円とする。

(基本報酬の再決定)

第6条 再度任用されたA職員の基本報酬については、前年度の基本報酬に別表第2の額を加算した額とすることができる。

(日額報酬)

第7条 B職員に対する基本報酬は、勤務日数に応じて支給するものとし、「西宮市教育委員会会計年度任用職員の給与等を定める要綱」に定める日額を基本とする。

2 前年度の任用期間が9月以上であるB職員であって、再度任用されたものの基本報酬については、別表第3の額を加算した額とすることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日に遡及して実施する。ただし、令和5年11月1日において在職していないA職員にかかる第5条の規定及び別表第3の規定は令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。ただし、第5条及び別表第3の規定は令和6年4月1日から適用（令和6年11月1日において在籍している会計年度任用職員に限る。）する。

別表第 1（第 3 条関係）

（A 職員）

勤務を要する日	内容
（１）開校日（授業日）	西宮市立の学校の管理運営に関する規則第 7 条に規定する休業日以外の日
（２）春季、夏季及び冬季休業日のうち、学校長の指示する日 （１年度につき 11 日以内）	
（３）臨時休業日	学校教育法施行規則第 63 条又は、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業日

（B 職員）

勤務を要する日	内容
（１）開校日（授業日）	西宮市立の学校の管理運営に関する規則第 7 条に規定する休業日以外の日
（２）休業日の指示する日	

別表第 2（第 6 条関係）

経験年数	1 年以上 2 年未満	2 年以上 14 年未満	14 年以上 26 年未満	26 年以上 31 年未満	31 年以上
加算額	6,260 円	5,260 円	760 円	300 円	なし

※平成 15 年 3 月 31 日以前の採用者については、勤続年数に 10 年加えた数を経験年数とする。

※年度途中に任用された A 職員が再度任用された場合における経験年数は、4 月 1 日を基準に、1 年未満の月数は切り上げることとする。

別表第3（第7条関係）

経験年数	0 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年以上
加算額	-	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円
報酬日額	9,840 円	9,880 円	9,920 円	9,960 円	10,000 円	10,040 円	10,080 円

※1 日の勤務時間が 7 時間 45 分の場合

経験年数	0 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年以上
報酬日額	9,520 円	9,560 円	9,600 円	9,640 円	9,680 円	9,720 円	9,750 円

※1 日の勤務時間が 7 時間 30 分の場合